

公益社団法人 所沢青年会議所 会員資格規定

第 1 章 総 則

第 1 条 本規定は公益社団法人所沢青年会議所定款に基づき会員の資格に関する細則を定めたものである。

第 2 章 入 会

第 2 条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会にて入会の承認を受けなくてはならない。

第 3 条 理事長は入会申込書類の審査を専務理事に委託することが出来る。

第 4 条 専務理事は入会希望者と面接し、定款に反していないかを確認しその結果を理事会で報告しなければならない。

第 3 章 退会及び除名

第 5 条 例会及び委員会に対して欠勤が連続 3 か月に及んだ会員の所属委員会は会員に対して勧告し、1 か月以内に適切な善処の意思表示並びに行為の無い場合は理事会に報告し、会員に対して弁明の機会を与えたうえで会員の諸事情を勘案し決議をもって退会勧告を行うことが出来る。

5-2.前項の勧告にもかかわらず退会届を提出しない会員は総会の決議をもって除名処分とすることが出来る。

第 6 条 会員は所定の文書をもって理事長あてに提出することにより任意にいつでも退会することが出来る。

6-2.すでに納入された会費は原則として返還しない。

第 4 章 休 会

第 7 条 病気又は海外出張その他やむを得ない事情により長期間にわたる欠席を余儀なくされるときは休会期間を明記した休会届を提出し理事会への報告をもって休会となる。休会中の会費は第 8 章 第 14 条の定めに関わらず、休会日の翌月から月額 1,000 円とする。
7-2.休会期間は原則として理事会報告日より 12 カ月間を期限とする。ただし、産前産後または育児を理由とする休会の場合は理事会報告日より 24 カ月間（12 カ月目に面談を要する）を期限とする。

7-3.やむを得ない事情が生じた場合は理事長、専務理事及び監事より 2 名以上と面談し、復帰の意思及び時期を確認した上で 6 カ月を限度に延期を可能とする。

第 5 章 特別会員

第 8 条 40 歳に達した年の事業年度の終了する日に在籍している正会員は特別会員となることが出来る。但し 40 歳に達した年の 12 月 31 日までは正会員とする。

第 9 条 特別会員として在籍する期間は 5 年間とする。

ただし特に希望する場合はこの限りではない。

第 10 条 特別会員は役員その他の選挙権及び被選挙権を持たない。但し、例会、委員会等に出席することが出来る。また理事会の諮問ある場合は本会に意見を述べる事が出来る。

第 6 章 賛助会員

第 11 条 本会議所の趣旨に賛同し事業の発展に協力せんとする個人又は団体は所定の会費を納入することによって賛助会員になることが出来る。

第 12 条 賛助会員は例会その他の JC 事業に参加することが出来る。

第 7 章 名誉会員

第 13 条 本会議所事業に多大な功績のあった者を理事会の承認をもって名誉会員としておくことが出来る。

第 8 章 入会金及び年会費

第 14 条 定款 8 条に定める入会金及び年会費は次の通りとする。

正会員 入会金 20,000 円

正会員 年会費 120,000 円

特別会員年会費 120,000 円

賛助会員 20,000 円

14-2.年会費は一括納入方法、前期後期分割納入方法、月払い分割納入方法のいずれかを会員が選択し事務局が定める期日、手続きを行い納入する。

14-3.年度途中の入会の場合は年会費については在籍月から月割計算して納入する。但し入会金についてはこの限りではない。

14-4.年度途中での休会又は復帰の場合は、年会費を月割計算とし、休会に入った月から休会扱いとし、復帰した月から発生するものとする。

第 15 条 入会金及び会費の使途は 10 分の 4 を公益目的事業会計、10 分の 6 を公益目的事業会計以外の会計とする。

第 9 章 雑則

第 16 条 この規定に定めるもの以外の会員資格については理事会の決議をもってこれを定める。

附 則

本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。